

「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書

聾者は、視覚的に表現する手話を音声のかわりに用いて、思考と意思疎通を行っている。

我が国の手話は、明治時代につくられ、聾者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。

明治13年に開催された国際会議において、聾教育では口話法を教えることが決議され、我が国でも聾学校では口話法が用いられるようになり、昭和8年には聾学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。

その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約の第2条において「言語」とは、「音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

我が国においても、平成23年8月に改正された障害者基本法第3条において、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報の利用におけるバリアフリー化等を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを国民に広め、聴覚障害者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を国として実現する必要がある。

よって国におかれては、「手話言語法(仮称)」を制定するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月24日

伊勢原市議会